

平成 3 0 年

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

1. 日 時

平成30年4月26日（木）午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第5会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	井 上 恭 司
2 番委員	大 萱 宗 靖
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	原 田 和 伸
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
まちなみ文化財グループ副参事（以下まち副という）	山 口 昌 直
教育総務課主幹兼教育総務グループリーダー（書記）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	西 口 幸 伸

6. 会議録署名者指名

1 番委員 (井 上 恭 司 委員)

2 番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

7. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成30年4月定例会教育長報告」に基づき報告。

3月27日、三重県トラック協会から交通安全の啓発物として下敷きの贈呈があった。

3月29日、第4回の図書館整備推進委員会があった。

3月30日、退職辞令の交付を行った。

3月31日、ウェイトリフティングのインターハイが開催されるため、西運動公園のプレイベントに参加した。

4月2日、辞令の交付を行った。

3日、交通安全協会から交通安全の啓発ワークブックを受け取った。

4日、教職員退職者感謝状贈呈式に出席した。

6日、9日と小学校、中学校の入学式に参加した。

10日、幼稚園の入園式に参加した。

11日、各委員にも出席いただいたが、市町教育委員会関係三団体総会があった。

19、20日と東海北陸都市教育長協議会に出席した。

20日、教育民生委員会協議会で図書会整備基本計画の説明を行った。同日、コミュニティ・スクールの立上式に出席し、野登小学校で委員の委嘱を行った。

21日、中体連春季大会開会式に出席したのち、各種目の状況を見学した。

8. 議事

教育長 議案第20号「市職員の人事異動（案）について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第20号「市職員の人事異動（案）」については、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

21条の規定に基づき、議決を求める。

教育長 議案第20号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、非公開に当たるので各委員に諮る。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

教育長 議案第20号「市職員の人事異動(案)について」は非公開とする。関係職員以外は退室を願う。

(関係職員以外退室)

《非公開》

(議案第4号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 報告第2号「専決処分した事件の承認について」(亀山市就学指導委員会委員及び調査員の委嘱等について)を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 (提案理由説明)

(学校課長詳細説明)

太田委員 区分「保護者」の濱野さんはどういう立場で、どこから選出されている方なのか。

教育長 子どもが成人しているのに、区分「保護者」に当たるのか。

学校課長 詳細については、確認の上、別途報告いたします。

宮村委員 委員会に定数はあるのか。

学校課長 規則では委員10人以内となっています。調査員は人数制限がありません。

井上委員 山田一隆さんがいらっしゃいますが、講師なのか。城山は今後も講師を推薦してくるのか。

教育長 教員の方が望ましいと思うので、今後、確認・調整を。

委員の区分等の修正は事務局に任せただけですか。

(ほかに質問はなく、報告第2号は承認される。)

教育長 報告第3号「専決処分した事件の承認について」(亀山市学校運営協議会委員の委嘱等について(加太小学校))、報告第4号「専決処分した事件の承認について」(亀山市学校運営協議会委員の委嘱について(川崎小学校))、報告第5号「専決処分した

事件の承認について」（亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（昼生小学校））、報告第6号「専決処分した事件の承認について」（亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校））、報告第7号「専決処分した事件の承認について」（亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（野登小学校））及び報告第8号「専決処分した事件の承認について」（亀山市学校運営協議会委員の委嘱等について（神辺小学校））を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

（提案理由説明）

（学校課長詳細説明）

大萱委員

新規スタートでない学校運営協議会では、行政機関の職員が抜けているが、今回新しくスタートする学校運営協議会には行政機関の職員は参加しなくてよいのか。

学校課長

この先はアドバイザー的に行政機関の職員が関わる形となります。

大萱委員

関わりをなくすわけではなく、アドバイザーになるということですね。

井上委員

中学校の校長が校区の学校運営協議会に関わるとなると負担が大きいのと思う。

学校課長

中学校の校長の参加については、これから検討していくべきと考えます。

教育長

必ず中学校の校長が入るというわけではなく、小学校の校長と学校運営協議会が協議して決めていくことである。

井上委員

ある学校には中学校の校長が参加しているが、別では参加していない。これでは課題が残ると考える。

教育長

関中学校及び関小学校が合同の学校運営協議会を設置することもあり得るところです。そうすると加太小学校だけ別に協議会が存在することとなり、更に検討が必要である。

井上委員

各学校で委員が重複することもある。

コミュニティ・スクールについては、整理していくことがたくさんある。慎重に進めて課題を解決して欲しい。

今、学校の校長は2、3年で異動する。ところが学校運営協議会の会長はもっと長く関わっている。そうすると、校長よりも協議会のことをよく知っていることになる。様々なことを整理しな

がら進めてほしい。

学校課長 学校の教員に異動はあります。地域の方には異動はありません。地域が学校を守っていくことに意義があります。そのことも意識した組織であると考えています。

教育長 井上委員からも意見があったが、学校運営協議会の状況を教育委員に報告する必要があると考える。機会を見つけてほしい。

太田委員 学校運営に資する活動を行う者が神辺小学校では4名もいる。地域住民との違いが分からない。神辺小学校が多くなった原因とそれぞれの違いについて教えてほしい。

学校課長 学校運営に資する活動を行う者は必ず入れていくという文部科学省からの方向性が示されています。学校の判断でそれぞれの区分を決めています。違いは明確ではありません。

太田委員 学校運営に資する活動を行う者が多いと、組織においてその方々の意見が強くなるので充分に見守っていただきたい。

教育長 極端な委員であれば取り消しや運営のあり方を見直しすることもあり得る。

(ほかに質問はなく、報告第3号から第8号までは承認される。)

教育部長 先ほどの就学指導委員会委員について説明します。濱野さんは保護者となっていますが、障がいを持っている子どもの保護者として委員になっていただいているので、区分は「保護者」として整理しています。

教育長 過去からは「保護者」ですが、その区分がないと問題なのか。

学校課長 必ずしも、その区分がなくても問題はありません。

教育長 既に可決しているなので、このことは事務局で整理するように。

9. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(総務課長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会委員の委嘱等について」説明を求める。

(総務課長説明)

太田委員 旧任の委員として「佐藤和夫」さんは、亀山東小学校ではないのか。

教育長 亀山東小学校に訂正するように。

大萱委員 新任の委員の区分において「民生委員」から「教育委員会が必要と認める者」に変更されているが、「民生委員」でなくてもよいのか。

総務課長 要綱の規定では、次に掲げるもののうちから委嘱するとなっていますので、民生委員でなければならないということはありません。選任に当っては民生委員・児童委員協議会連合会の推薦をいただいております。適任であると考えています。

教育長 委員として主任児童委員が望ましいかどうかは別の問題である。
大萱委員 委員の偏りがあると困る。

総務課長 区分は今後も残していくので、このまま区分による選出を固定することは考えていません。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「亀山市教育サポート推進委員会委員の委嘱等について」説明を求める。

(学校課長説明)

教育長 この委員会は、上位の法律に基づく組織か。設置義務はあるのか。

学校課長 詳細については、確認して報告します。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「亀山市中高連携推進委員会委員の委嘱等について」説明を求める。

(学校課長説明)

教育長 区分に「委員長」があるのか。

総務課長 要綱の規定により学校教育課長が委員会の構成員に指定されているので、「その他教育委員会が必要と認めるもの」ではありません。表現として区分は、「委員長」になります。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「亀山市学校問題調査検討委員会委員の委嘱等について」説明を求める。

(学校課長説明)

教育長 寺田さんは予定者として委嘱するということですね。法に基づく組織なのか。

学校課長 寺田さんは予定者として委嘱します。法に基づく組織かどうかは、確認して報告します。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長説明)

太田委員 いじめは、デリケートな問題である。議事録のこともあるので、しっかり守られた範囲内での報告事項を求める。

大萱委員 いじめの当事者がどう思うか。内容を掘り下げて話をするときには、話し合える場があるのか。

教育長 簡潔に報告して、プライバシーに関することについては、協議会で議論をするのではどうか。

大萱委員 傍聴者にはどう対応するのか。

総務課長 会議録において報告事項の詳細は省略されています。

教育長 いじめの案件では、非公開にできるのか。

総務課長 案件を会議に諮って決めることができます。

井上委員 報告事項は、報告だけにして、協議を別途行ってはどうか。

教育長 報告は簡潔に行い、深い議論は協議会ですることとする。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱等について」説明を求める。

(参事生課長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱等について」説明を求める。

(参事生課長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項9「亀山市生涯学習推進会議委員の委嘱等について」説明を求める。
(参事生課長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項10「亀山市立図書館整備推進委員会委員の任命について」説明を求める。
(参事生課長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項11「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱等について」説明を求める。
(参事生課長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項12「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項13「亀山市ネコギギ保護指導員会委員の委嘱について」説明を求める。
(まち副説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項14「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」説明を求める。
(まち副説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項15「教育委員会の使命・目標について」説明を求める。
(教育部長説明)
- 井上委員 そもそも教育委員会の報告事項になるのか。事務局で定めたものが報告事項に該当するのか。
- 教育部長 既に、4月13日に市長との面談が済んでおり、従来どおり報告事項としました。
- 井上委員 教育委員会では知徳体を掲げているが、健やかな体が抜け落ちている。
- 教育長 そもそも教育委員会の決定事項なのか。

- 総務課長 教育に関する基本方針、現況報告、根本的なものは議案に位置づけています。教育委員会の議案整理では、議案、報告事項、協議事項があります。その中で使命・目標は、報告事項としています。
- 教育長 協議事項であれば市長面談の前にしなければならない。臨時会であろうと4月10日ぐらいにはしないとイケない。
- 総務課長 部長の決意としての意義もあります。
- 井上委員 使命・目標という壮大なことがうたってある。報告だけではないという感じがする。
- 教育部長 4月中旬の市長面談までに臨時教育委員会を開催し、事前に確認いただくことは可能です。
- 宮村委員 マネジメントのツールとして、事前に教育長に確認しているのか。
- 教育部長 事前に教育長に確認しています。
これは市全体の経営品質関係から出てきた取組です。個人の業務目標の管理をしていくツールのひとつにもなっています。
教育委員会の使命目標というよりは部長の決意との意味が強く、職員個人の目標管理につなげています。
- 宮村委員 事務局のマネジメントツールとして作成したのであれば、参考までに提案してもらってもよい。報告事項でもないのではないのか。
また、事務のスケジュール的にも難しいのではないのか。
- 太田委員 簡易なものとは解釈し難い。
- 大萱委員 教育長ではなく、部長の決意とを感じる。
- 井上委員 議会に報告するものですが、審議はしないということ。
- 教育長 原則報告事項ですが、来年度は新入職員のあいさつもあるので、総合的に早く教育委員会開催に向けて努力いただきたい。
使命・目標については、その他で報告してください。
- 教育長 報告事項16「工事及び委託事業の発注状況」説明を求める。
(総務課長、学校課長及び参事生課長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項17「教育委員会行事報告及び予定表」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長、まち副及び歴

博館長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「図書館整備基本計画(案)について」の説明を求め
める。

教育部長 (提案理由説明)

(参事生課長説明)

教育長 1章から2章について何か意見はありますか。

大萱委員 計画の4ページに、教育委員会では「16回の議論を重ね」とあるが、16回と書く必要があるのか。

参事生課長 基本構想は、16回の議論を重ねて策定されていますので、それを踏まえて表記しています。

宮村委員 「6資料」のところに、概算事業費やスケジュールが記載されているが、前に持ってきて、計画の内部に入れていくべき内容と考える。図書館基本計画の中に入っているのが本来のスタイルだと思う。

参事生課長 こういったことは今後していきますという想定に基づくものです。計画内の別の章に入れるのは難しく、資料としてお示ししています。

太田委員 市民読書計画の策定は、いつになるのか。

参事生課長 図書館の管理運営のあり方、図書活動拠点、来館困難者を組み立てていくものが計画です。ワークショップを重ねながら、今年度から策定に入っていきます。

宮村委員 教育民生委員会協議会での意見はどうだったのか。

参事生課長 説明が主であり、意見は後日まとめていただくことになっています。

教育長 教育民生委員会では司書の増員や名物館長の必要性はどうか、面積はどうかなどの意見はあった。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

11. 閉会

午前11時45分